

介護分野における特定技能・育成就労協議会決定第3号
令和8年8月28日

介護分野の特定技能外国人及び育成就労外国人の適正な受入れを行うために講
じる措置等

介護分野における特定技能・育成就労協議会（以下「協議会」という。）事務局は、出入国在留管理庁、厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室又は外国人育成就労機構（以下「出入国在留管理庁等」という。）から厚生労働省社会・援護局に提供された情報の活用方法を下記の第1条から第3条までで、本協議会が把握した情報を厚生労働省社会・援護局を通じて出入国在留管理庁等に情報提供することを第4条及び第5条で定める。

記

第1条 協議会事務局は、出入国在留管理庁等から厚生労働省社会・援護局に提供された介護分野における改善命令又は欠格事由認定を受けた特定技能所属機関及び育成就労実施者（以下「特定技能所属機関等」という。）の情報のうち、特に協議会における各種取組の促進に寄与すると認められる情報を、当該特定技能所属機関等への巡回訪問等での指導・助言、構成員資格及び訪問系遵守事項等の要件の確認並びに介護分野における不適正な受入れの防止のための周知・啓発に活用する。

第2条 協議会事務局（以下「事務局」という。）は、出入国在留管理庁等から厚生労働省社会・援護局に提供された介護分野における行方不明となった特定技能外国人及び育成就労外国人（以下「特定技能外国人等」という。）の所属する特定技能所属機関等の情報のうち、特に協議会における各種取組の促進に寄与すると認められる情報を、当該特定技能所属機関等への巡回訪問等での指導・助言及び介護分野における特定技能外国人等の行方不明防止のための周知・啓発に活用する。

第3条 事務局は、出入国在留管理庁等から厚生労働省社会・援護局に提供された協議会における構成員資格の要件を欠く疑いがある構成員に関する情報のうち、特に協議会における各種取組の促進に寄与すると認められる情報を、巡回訪問等での指導・助言、構成員資格の要件の確認及び周知・啓発に活用する。

第4条 事務局は、特定技能所属機関等に関する不適正な受入れの疑いに関する情報を把握した場合には、厚生労働省社会・援護局を通じて出入国在留管理庁等に対し、当該情報の提供を行う。

第5条 事務局は、協議会から構成員が除名された場合は、厚生労働省社会・援護局を通じて出入国在留管理庁等に対し、当該構成員に関する情報の提供を行う。

第6条 事務局は、第1条から第3条までの規定に基づき提供を受けた情報について、介護分野における特定技能外国人等の適正な受入れの促進を図ることのみを目的として利用し、法令の規定による場合を除き、その他の目的での利用及び他者への提供を行わないこと並びに提供を受けた情報の機密性の保持を確保するものとする。

以上